

政令第二十一号

復興庁設置法の施行期日を定める政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁設置法の施行期日は、平成二十四年二月十日とする。

理由

復興庁設置法の施行期日を定める必要があるからである。